

指定管理者のモニタリングシート

1. 基本情報

確認年月日: 令和7年11月18日

施設名	盛岡市立大慈寺老人福祉センター		
住所	盛岡市茶畑二丁目16番20号		
指定管理者名	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	所管課名	長寿社会課
指定管理料(年額)	5,488,103円		
今回確認期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 11 月 18 日 まで (7 ヶ月間)		

2. 業務の履行状況の確認について

(1) 稼動実績(令和7年4月1日から令和7年10月31日)

項目		今期計画	今期実績
開館日数		360 日	214 日(7 ヶ月)
延べ利用者数	個人	0 人	0 人
	団体	2,094 人	1197 人
主要事業開催回数	健康講座	4 回	3 回
	ほのぼのサロン	6 回	2 回
	子育てサロン	5 回	3 回
	食事会・茶話会	3 回	3 回
	ふれあい処大慈寺	11 回	6 回

(2) 管理運営実績

項目		確認欄
設置目的	施設の設置目的及び市の施策の成果向上に果たす施設の役割を理解し、これらに沿った管理運営がなされているか。	○適・要改善
平等利用	市民・利用者の平等な利用が確保されているか(一部の市民・利用者に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることが行われていないか。)	○適・要改善
施設の効用の発揮	施設管理	
	建物・外構の保守・点検は仕様書等に基づき行われているか。	○適・要改善
	設備の保守・点検は仕様書等に基づき行われているか。	○適・要改善
	建物、外構、設備の修繕の履歴は整理、保管されているか。	○適・要改善
	現金・備品等の管理	
	現金は適正に管理されているか。	○適・要改善
	鍵は適正に管理されているか。	○適・要改善
	施設に配置されている備品が適正に記録・管理されているか。	○適・要改善
	備品の購入、廃棄、修繕の記録について整理、保管されているか。	○適・要改善
	事業実施	
	仕様書及び事業計画書で実施することとしている事業が実施されているか。	○適・要改善
危機管理		
	危機対応の手順は整備されているか。	○適・要改善
管理確保力	適正な人数の職員が配置されているか。	○適・要改善
	職員の資質向上のための研修等の取組みが実施されているか。	○適・要改善
	適正な労働条件が確保されているか。	○適・要改善

(2) 管理運営実績(続き)

項目		確認欄
個人情報	施設で取り扱う個人情報は、特記仕様書に基づき扱われているか。	○適・要改善
その他	市と指定管理者の間で指定管理業務について記録することとしている事項について、記録が整備されているか。	○適・要改善
	あらかじめ市に協議するべき事項について、適時に協議がされているか。	○適・要改善
	市と指定管理者の間で指定管理業務について報告することとされている事項について、適時に報告がなされているか。	○適・要改善

3. サービスの質の確認について

(1) サービス提供の状況

項目		確認欄
職員対応	職員の身だしなみは適切か	○適・要改善
	利用者への応対のマナーは適切か	○適・要改善
	利用者に対する職員の案内、説明は分かりやすく丁寧に行われているか。	○適・要改善
施設管理	施設は清潔に保たれているか。	○適・要改善
	施設内の案内が利用者にわかりやすく表示されているか。	○適・要改善
	施設は利用者が利用目的に沿って安全に使用できる状態になっているか。	○適・要改善
苦情	利用者からの苦情・要望に対し、適切な対応がなされているか	○適・要改善
	利用者からの苦情・要望について、市への連絡報告が適切に行われているか	○適・要改善
利用促進	事業実施の周知が適切になされているか。	○適・要改善
	使用許可手続きは円滑に行われているか	○適・要改善
	ホームページは「公の施設の指定管理者のインターネット利用指針」に沿って作成されているか。	○適・要改善

4. 指定管理者が施設の管理運営及びサービスの質を向上させるために工夫した事項

- ・老人福祉センターが2階のため高齢の利用者に対しては、事故のないよう誘導し連れて行く、利用状況に応じて1階の児童センターを利用させるなど配慮している。
- ・雪かきや清掃を徹底している。
- ・利便性の向上のため柔軟な部屋の利用の仕方を推進している。
- ・関係団体が主催する行事活動等を毎月発行するセンター広報紙「はなのひと」に掲載し周知を図っている。
- ・冬場は利用時間の30分前には居室及びトイレの暖房を入れ、利用者に気持ちよく使っていただけるよう努めている。
- ・月1回の職員会議のほか、適宜職員間の情報共有に努めている。
- ・館内にサークル等の写真を掲示し、サークル活動の周知に努めている。また、各種事業や行事等の写真も掲示している。

5. モニタリング結果を踏まえた今後の管理運営の方向性

指定管理者	所管課
地域福祉活動拠点として、高齢者の利用だけではなく、児童の健全育成を目的とした世代間交流を支援します。また、貸出図書の実や文化事業・スポーツ大会の開催により新規利用者の拡大に努めます。インフルエンザ等感染症予防対策については、正確な情報把握と関係機関の指示に従って適切に対応し、利用者の安全安心を第一とした管理運営に努めます。近隣住民に配慮し、樹木等を含めた環境整備に努める。	各項目において適切な管理運営が行われていることが確認できた。児童センターとの合築施設である特性を活かし、近隣施設や地域と連携を図り、世代間交流を図る場、地域交流の場として工夫した運営が確認できた。また、利用者が使いやすいよう配慮した環境整備や整理整頓を行い、利便性向上に向けた工夫に努めている。今後も高齢者等の生きがい活動等のの拠点として、適正な管理運営に努めていただきたい。